
○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

◇ 渡 辺 文 彦 君

○議長（藤井 要君） 一般質問を続けます。

通告順位4番、渡辺文彦君。

（6番 渡辺文彦君 登壇）

○6番（渡辺文彦君） 通告に従いまして壇上より一般質問させていただきます。今回の一般質問は2点ございます。一つはこれからの地域経済のあり方についてであります。二点目は農地造成届出申請の取扱いについてでございます。

まず、1点目の質問は、コロナ禍で苦境に立たされた地場産業の現状から、7月号広報まっつきにおいて、町長は今後の町の産業形態のあり方について考えを述べられております。そこでは、外部から影響を受けにくい産業構造にしたいという考えを示されております。その考え方には、私自信も共感する部分は多々あるわけですが、いくら方向性だけを示しても、実際に施策等をもって対応しなくては現状は変わっていきません。そこで7月以降具体的にどのような施策に着手し、また、今後どのような方向性をもって対応されていくのか、町長の考え方をお尋ねしたいと思います。

2点目は、農地造成の件であります。近年町内では、農地造成申請の案件が農業委員会に多々あげられてまいります。農業委員会では審査し、進められてるものがたくさんございます。現在も進行中の農地造成もございます。過去及び現在進行中の造成の実態から見えてくることは、多くの造成地において、農地らしい農地が造成されていないということであり、農業委員会の取扱いに問題がないにも関わらず、適正な農地造成がなされていないということは何を意味しているのでしょうか。明らかなことは、農業委員会の対応だけでは、適正な農地造成を求めることに限界があるということではないかと考えております。そこで農業委員会を補強する別枠をもって、農地造成のあり方を示すことの必要性を感じるわけがあります。その点について、町の考え方を伺いたいと思います。

また、造成された農地が耕作放棄地のようにになっているところも多々ございます。町の農業振興のためにも農地の有効利用活用が求められていると考えます。町の農地の利用計画についての考え方を防災面の対応も含め、町の考え方をお尋ねしたいかと思っております。

私の壇上からの質問はこれにて終わります。

(町長 長嶋精一君 登壇)

○町長(長嶋精一君) 渡辺議員の質問にお答えします。まず、大きな1つ、今後の地方経済の展望についてということでございます。新型コロナウイルスは地方経済にも深刻な影響を与えて、一日も早く、地方経済を立て直す施策が求められていると、町長は広報まつぎきで日本経済の動向に左右されない、地域経済のあり方について、考えを示していると・・・、そこで、質問をいたしますということで、小さな1、2、3、3つでございます。そのうちの1つを答えたいと思います。経済戦略会議をいつ設置されるのか、というご質問でございます。

現在町では、定期的に観光協会、商工会並びに静岡銀行、三島信用金庫の関係者に集まっていたいただき、現在の松崎町の経済状況の確認、今後の動向などを報告し合い、情報共有を図っているところでございます。経済戦略会議について、必要であると考えておりますが、現在はコロナ過で観光誘客等に集中しており、優先順位を付けて対応しているところでございます。設置については、今後検討してまいります。

2つ目、農林漁業及び観光について、今後の方向性が示されているが、それらの対応の施策の進展状況について伺いたい、という質問でございます。回答いたします。

新型コロナウイルス感染症による日本経済への影響は、日本全国の自治体にとって大きな痛手となっているのは周知の事と思います。このため、私は何とかして、松崎町を日本の経済動向に左右されにくい体質にしなければと痛感したため、広報まつぎき7月号では、そのことを記事にいたしました。その中で、農作物や林業、漁業、体験などについて具体的な例を挙げて、こんなことができたなら当町は自立したまちづくりができるのではないかと述べさせていただきました。しかし、これらの施策については関係者との調整が必要であり、一朝一夕でできることではありません。現在は関係者にヒアリングを行うなど現状把握に努め、その施策の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

地方経済の3つ目でございます。令和3年度予算に、どのような施策が、反映されるのか。

令和3年度予算編成にあたっては、町政運営における三本柱である「農林水産観光業の一体推進による経済活性化」、「災害に強い町づくり」、「医療・福祉の充実」の各施策の実施に加え、「感染拡大防止対策を講じた経済復興・地域活性化」を軸とした新型コロナウイルス対策事業を実施していくことといたしました。個別の施策につきましては、これから予

算査定を行ってまいります。第5次総合計画後期基本計画や、第2期総合戦略の具現化に向けた重点施策の優先的な展開を図ってまいりたいと思います。

次に、大きな2番目でございます。農地造成申請届け出の取扱いについて、ということでございます。農地造成の届け出案件は、農業委員会の所管であるが、農業委員会の判断対応だけでは、農地にふさわしい造成がされるのか、疑問を感じている。そこで、町の条例等をもって、造成のあり方、また、利用方法を示すことが、必要と考える。そこで、以下の点に質問をいたしますという事でございます。そのうちの1つ、町として条例等にて、規定を設けることをどのように考えるか、という質問でございます。

現在、地権者及び耕作者が田んぼや畑に盛土をして農地を造成する場合は、農地造成届出書を提出していただき、農業委員会が適正であると認めた時にはそれを承認しております。また、業者が工事発生土等の処分のため埋め立て、その上に農地を作る場合は県の許可案件となります。農地造成届が提出された農地の事例には、農地造成後の内容が業者任せで、承認された計画と明らかに異なるケースがあり、現在、その対策について農業委員会で協議をしているところであります。今後も農業委員会や農地利用最適化推進委員会の皆様のご意見を伺いながら届出等の手続きに係る必要事項を定め、それを指導要綱的なもので明文化し、農地の利用増進を図っていきたいと考えております。

農地の関係の2つ目の質問でございます。造成された農地の管理が農業者の高齢化、担い手不足で困難になることが予想される。そこで、どのような対策が求められるか、町の考え方を問うということで、ございます。回答いたします。

農地の管理は、農地法で「所有者は農地を適正な利用に供する責務がある」とされておりますが、当町の現状は、議員ご指摘のとおり、担い手の高齢化等の理由により今後、農地の管理は難しくなっていくことが予想されます。このため、町では農地の所有者に今後の農地利用について意向を確認し、担い手のいない農地を集約することで意欲のある担い手へ農地を集積していきたいと考えております。しかしながら、担い手不足は全国的な問題で、その確保は大変なことから、今後は新規就農を希望される方が就農しやすいよう、気軽に就農相談や技術指導ができる体制づくりを図るとともに、外部からの農業参入がしやすくなるよう台帳整備等を行い、農業の担い手確保に努めてまいりたいと考えております。

農地の関係の3つ目でございます。近年、大雨での災害が多発している。大規模な農地造成は災害の要因であると考えられる。仮に要因となり得るなら、どのような対応が求められるかという質問でございます。回答いたします。

大雨での災害というご質問でございますが、畑を目的とする大規模な農地造成が行われた場合、田んぼの保水力には劣りますが、畑にもある程度の保水力があり、雨水の土地への浸透性はなくなるものと考えております。また、農地の周りの水路を日常的に管理することによって、一度に大量な水が流出することも防げると思いますので、大規模な農地造成が直接、災害につながるということではないと思っております。農業委員会でも農地造成する場合、道路や水路等を塞がないように、50センチメートル以上離して造成するよう指導していただいております。今後、盛土の高さを極端に上げさせないような指導も必要かと思っておりますので、県の技術指導を仰ぎながら農業委員会と相談して対応してまいります。

以上、渡辺議員のご質問に回答いたしました。

○6番（渡辺文彦君） 一問一答でお願いいたします。

○議長（藤井 要君） 許可します。

○6番（渡辺文彦君） それでは質問に移らせていただきたいと思っております。1点目の今後の地方経済の展望ですけれども、今回、私がテーマにあげているのが、先ほど壇上でもお話ししたとおり、広報まつぎきで町長が今後のまちづくりのあり方を示されてることに對して、これから令和3年度の予算等も組まれる中で、どのような方向性が求められるのか。また、どのような措置が必要なのかをやっぱり、確認しておかなければいけないと思ったもので質問をあげるわけでありまして。第1点目の質問の中で、戦略会議ということ町長は言葉を出されてるわけですけれども、いろんな商工会とか観光協会等で話をして、随時情報交換を行っているということだけでも・・・、まだ、設置はされてないということでありまして。それでは、具体的にですね、いつになったらこれが設置されて、どういう方向性をもって議論されるのか、その辺をまずお伺いしたいかと思っております。時間的にあまり余裕がない案件だと僕は思っているわけです。この地方がどんどん地域経済が疲弊していく中でいつまでも先延ばしすることは、やっぱり問題があるかと思っておりますもので、なるだけ早い設置を求めるわけですけれども、町長のお考えをお伺いしたいと思っております。

○町長（長嶋精一君） 私は、その経済戦略会議というものは必要だと思っております。しかしさっき言ったように、今当面のコロナ対策をやっぱり優先的にやんなきゃいけないというふうにご考慮をしております、それを重点的にやりたいということで。経済戦略会議ってのはいついつまでにやんなきゃいけないという考えじゃなくてですね、いろんな・・・、その・・・、職種の人からやる気のある人を選出してね、やってまいりたいなと思っております。今のところは、金融機関の人たちに、来ていただいて、商工会、観光協会と一緒に現状を把

握ということで分析をしたりしておるわけですが、そういうその金融機関だけじゃなくて農業の担当の方、あるいは林業、あるいは漁業とか、そういった方たちで、本当にあの・・・、やる気のある人を選んでいきたいなと思っておりますが、今、具体的にいついつまでにやるということは、ちょっと明示できないんですけれどね・・・、今、検討をしている中でございます。

○6番（渡辺文彦君）　ちょっと、今、コロナの状況の中でもって、なかなか思うように動けないっていう状況は、私も理解するところでありますし、コロナ対策が優先されるっていうことも別に否定するつもりもさらさらございません。しかし、このコロナの問題っていうのも、いずれは解決される問題だと僕は考えます。解決されなければならない問題だと思えます。その時から、地域の経済を考えていたら、やはり、手遅れになるのかなというのが僕の心配でございます。そういう意味で、一刻も早い体制作りが必要だろうということで、先ほども触れましたけども、予算が組まれる中で、どのような方向性が示されていくのかってことが、やっぱり非常に重要になるのかと思うわけです。それで、総合戦略の中で町長は・・・、総合戦略の中に一端は白紙撤回になった直売所の件が触れられてるわけですけども、全協の中で、ある議員から直売所の件について質問があったら、町長はまだ考えてないから答えられないとおっしゃったわけですけども、ちょっと、この回答はどうなのかなという感じがします。総合戦略に書かれていることに対しては、ある程度の予算的な目安も立てていましてしょうし、また、町長がおっしゃっている、その広報の中にも直売所は絶対必要なものであると書かれてるわけです。そうであるならばより具体的な方向性っていうものを、やっぱり一端は撤回されたとしてもね、やっぱり町長が今後どう進めるかは、やっぱり、具体的に考えて、また、それを提案していく責任があるんじゃないかと僕は考えるわけですけどいかがでしょうか。

○町長（長嶋精一君）　全員協議会でそういう質問があって全く考えていないというような発言を・・・、まあ、したつもりはないんですけれどもね・・・。いつも・・・、ある程度、全員協議会等で言うとそれが火種になるというか、あの時ああ言ったじゃないか、こう言ったじゃないか、っていうことは、本当に・・・、言われて、混乱に陥ってしまうことがあるものですから、私は、そういうふうに申し上げましたけども、今、渡辺議員がおっしゃるように、道の駅直売所は必要だと考えております。具体的に、ここで、こういうふうなものをやるとは、考えておりませんが、1つは、私は、その道の駅というのは居場所づくりになるのではないかなあというふうにも考えております。お年寄りが、農作物を作って、そこに出

品すると、あるいは、趣味のものを出店する。あるいは、加工品、おやきだとか、まんじゅうとか、そういったものをほんと前から、好きでやっている方もおられますから、そういったものを出して、そして、喜ばれて、買ってもらえる。それが収入になるということは、歳をとっても収入が増えるということは、喜びであり、生きがい、やりがいに、私は繋がると思います。そして、交流が生まれる。あそこに行くとAさんもいる、交流が生まれるというような形で、そういう直売所というものは、そういう位置づけであつたらいいなと思っております。これについては、まだ、点と点で貼り合わせて、どういうものができるかどうかは分かりませんが、複雑な形じゃなくて、シンプルな形で、私はやってきたいなと思っております。これが、ある程度できたら、また、議会の皆さんとも、渡辺議員とも色々話し合いをして、取り入れていくべきところは取り入れていきたいと思っております。そして、コロナ後が必ずあるわけです。そうすると、やはり、今までやってきた通りにやってはいけない事と、今までの方がそのままやってもいいという部分があると思います。私はよく考えることは、持続可能サステナブルという言葉をよく言われておりますけれども、持続可能な町というのは、私は農林水産観光業の一体推進そのものだと思っております。その中で、基軸となるのは農業ではないかと、このように思っております。それが、日本経済がどういうふうになって、円高になる円安になるとか、不況があるといっても、なんとか、自給自足に近い生活ができると・・・。

○議長（藤井 要君） 町長、簡潔にお願いします。

○町長（長嶋精一君） もうすぐ終わります。そういうふうな事を目指しておりますが、これは、先ほど言ったように一朝一夕ではできません。でも、だからといってやらないってことはいけないと思います。渡辺議員がおっしゃったように、コロナが終わってから経済戦略会議をやるんじゃないと、その間に考えていかなきゃなんないというのと、全く同じで、これからコツコツコツと農業といったもの・・・、まあ、漁業でもそうですけど・・・、育てていかなきゃいけないなと思って、あの今・・・、一人一人の農業の方々とね、ヒアリングをしている最中でございます。以上です。

○6番（渡辺文彦君） 僕は壇上からもおっしゃったように、町長の考え方ってのは、共感する部分凄くあるわけです。やっぱり、外部環境に影響されない地域経済ってのをやっぱり真剣に考えるべきだろうってのが僕の基本的な考え方でありますので、その点で町長もそう考えているってことに対して僕は共感するわけですけども、だからこそですね、やっぱり、町が、どうやったら、生き残っていけるかをもっともっと議論しなきゃいけないはずなんです

よね。その辺の議論がやっぱり、ちょっと弱いのかなって思います。先ほど来の高柳議員がふるさと納税の話があって、その特産品みたいな話があったわけですけども、やっぱり特産品を生むのは農家の方ですので・・・、農産物に関してみれば。ということは、農家の方々がどうやったら生産を向上させられるか、所得を増やせるかを、具体的な方向性を持って示さなければいけないんだろうと思うわけです。そういう中でもって、直売所なんかは、そういう契機になればいいなと僕は考えて直売所の建設に関しては、賛成してきたわけですけども、それが一端中止になりましたから、早急にこの話をまた復活させて、町民にとって良い方向で、議論されたらいいかなと僕は思うわけでありまして。農業に関して、やっぱり一番の懸案というか・・・、課題は担い手の問題だというのが、一番の課題だと思います。その辺、町長、先ほど、壇上からの説明で、新規就農者が就農しやすい環境作りみたいなことをおっしゃっていましたが、このあいだある農家の方、この方は、専業農家、専業ってというか新認定農業者の方ですけども、話しされる機会がありました。私たちにがんばれっていっても、新規・・・、初期投資が大きいものはできないですよって話なんですね。新規就農者の方が例えばハウスを作るとなると何千万とかかるわけです。その費用を工面するということは非常に大変になるわけですね。その方がおっしゃるのは、農業を始めるにあたって、ゼロベースからするのも・・・、ゼロベースで事業を始めるのも大変ですけども、借金を抱えてマイナスベースからやることに對して非常に躊躇するとおっしゃるわけです。そういう状況の中でもって新規就農者の方をどうやって育成するのか。その辺に對して町長の考え方をちょっともう1回・・・、なんか、考え方があったらお伺いしたいかなって思います。

○町長（長嶋精一君） これ渡辺議員も真剣に考えておられるわけですが、私も考えております。そこで今、商店、新しく商店に入ってなんか商売をやろうという人に対しては、補助金、制度がございます。今、思うことは、それと似たような形で、制度ができないかなと・・・、確定ではありませんけれどね。予算査定をやってからそういうことができないかなというふうには思っております。そして、新規就農者に教える人というのはね、農業で、本当に、土作りから、松崎一というか、この辺でもいないというくらいの方がおりますので、そういう方にご指導願うとか、あるいは個人名言っちゃ悪いんですけど、鈴木議員は有機栽培をやっておられてそういった方にも指導していただいて、有機栽培コーナーとかね、そういったものができれば非常にいいかなというふうに思っております。だから、私が農業というのは、この下田、賀茂郡の中で、一番、松崎町が平坦地が多いんじゃないのかなというふうに思っておりますので、これを活かしていきたい。それから鮎川の問題もありますし、鮎

川の問題っていったら・・・、いいことですがけれどもそういうこともありますし、広げていきたいなと思います。担い手は色々考えておるのはね、短期的にはなりますけれども、当面、シルバー人材センターの・・・、シルバー人材の人だとか、あるいは土木建設事業の人だとか、色々考えて見ればですね、色々あると思います。都会の方では、このコロナでもって職を失った方が、若い人たちがたくさんいるというふうに思っております。そういう人たちを誘致すると、テレワークとかそういうのも非常に結構ですがけれどもね。それと同時に農業体験をするだとかそういった方たちも誘致したいなと、このように考えております。

○6番（渡辺文彦君） 今後の町の経済っていうことで、農業が中心の話になっているわけですが、農業以外にもたくさん****ならない問題がたくさんあるわけですが、一つ一つやってくるとたいへんな時間がかかって、まとまりがつかなくなってしまうので、この件に関しては、あと1点、宿泊、観光業の事について、少しだけ確認をしていきたいというか、お話をできればと思います。町長は広報の中でもって料理の提案をされていると思うんですけども、なかなか料理での提供ってのは大切な要素なんですけども、非常に難しい面があって、これをどういう形でもって・・・、なんですかね・・・、町長の言葉で言うと郷土料理、和洋折衷料理の提供って出るわけですがけれども、これどういう形で進めるのが、理想的ですかね。どういう形が求められるんですかね。ちょっと、僕にはこの辺が非常にわかりづらい所なんですけども、町長の考え方があったらお話をね・・・。

○町長（長嶋精一君） 各地区にはね、外へ行って、都会にいったって、料理人をやってる人もいます。そういう人たちをね、周期的に呼んで、そこで、例えば、中華料理なら中華料理のフェアを行うとか、定期的に・・・、長くじゃなくて、1週間なら1週間やってもらおうと、そういうことでもって広めていったって、若い人たちが、これはいいなというふうに思ってもらえればいいなと思う事と、それと、今、桜葉の関係で料理を担っている方たちがおります。そういう方たちにもですね、もっともっと美味しい料理を出すものですから、美味しい料理を作っていただくわけでございますから、もっともっと、全面に出てですね、より一層教えていただきたいなと、いうふうに思います。各地区にですね、郷土料理をやっている人がいるんですよ。そういう人たちを発掘して、やってみたいなと思っております。道の駅直売所ではそういうことも考えて、ピックアップしてですね、あの人はこういう料理が得意だ、この人は得意だ、ということがあるんですけどもね、さらにそういう人たちをもう一度表に出していただいて、料理をやってもらいたいなと・・・。基本は郷土料理で、それにプラス新しい料理を加えていくと、これは非常に良いかなというふうに思っています。

○6番（渡辺文彦君） 町長は以前から町民の方のおばさんちの作ったおやきみたいのを提供できる場があればいいね、みたいなことをおっしゃっているわけですが、そういう意味で、下田に行く途中におふくろまんじゅうというのがございまして、大変な好評を得ていて、それなりの成功を収めてるわけですが、そういうイメージの中で町長もお話をされてるんだろうと思うわけです。それに対して僕も別に否定する理由はないんですけども、なかなかそこまで行き着くのが難しいっていうのか、今町長、桜葉の料理を提供されている方々の話をされましたけれども、そこでもかなり問題というか。料理自身は作っても、それをどうやって普及してみんなに活用していただくかって事に対して、非常に課題をかかえてると僕は考えてます。その辺がやっぱり、うまく進んで行かないとなかなか松崎に行ったらこんな料理が食べれるよって宣伝が、なかなか難しいのかなあと。それができれば、町にとっては、非常に大きな強みになりますものでね、その辺を具体的にね、どうやって進めるかをもっと真剣に考えていただいて、提案をしていただければいいかなっていう事でお話をさせていただいたわけでありまして。

時間も、もう半分過ぎましたもので、まだ、言い残した事はたくさんあるんですけども、2点目の方に移らしていただきたいと思います。2点目の方の問題は、今、僕自身農業委員会をやっておりますもので、農地造成の定義について理解しているわけですが、他の議員の方々、また役場の課長さんたちも農業委員会に関わっていない方々は、内容が良く分からないかと思います。傍聴の方も当然分からない方がおられるかと思いますが、僕がこのことを取り上げた経緯について若干の説明をさせていただきたいと思います。

僕、農業委員会に参加してまして、農業委員会で農地申請の農地造成の申請が上がってくるわけですが、農地造成がされた後、見に行くと、今回、特に、宮内地区でされている農地造成ですが、申請と内容とが全然・・・、実際の農地造成された状態が違っ・・・、おかしいと、ここは農地になってないっていう状況を農業委員の方々、視察に行ったら皆思うわけです。現状は農地として申請が上がって、農地造成されてるにも関わらず、農地造成されてない造成地があるということが、どういうことでしょうかっていうことなんです。それは農業委員会にあげられた書面が、申請が不正であったからではないんです。適正に農業委員会には、申請があげられてきているわけです。ところが、実際の作業された、造成された農地は、農地としてふさわしくなくて、石がゴロゴロしてたり、凸凹で波打っていたり、整地されてないような状況になっています。また、そこで先ほどその防災の面で畑にも保水力があるということをおっしゃいましたけども、その農地、造成地は重機で押し固めら

れていて、粘土質の田んぼの土が重機で押しつぶされていますので、浸透していかない、池になってしまいます。造成された農地に水が溜まっているような状況です。そういう状況の中でもって大雨が降ったら、どうなるのっていうことにある議員から指摘を受けて、はっとしたわけですけども。今、町が・・・、農業委員会で申請された農地そのものが、やっぱり農地としてふさわしくないし、また水路等もちちゃんと管理された農地になってない、農水路になってないという現状があるがために、これをどうやって適正な農地にしていくか、農業委員会ではおそらく限界があるんだろうということで、町の対応は何かできないかということでお話をさせてもらうということでもあります。それでは大抵の経緯をお話ししましたもので、質問の方に移らせていただきたいと思います。

そもそも農業委員会に案件が上がってきて農業委員会としてはまあよしということで、了承するわけですけども、それが何で適正な農地になっていかないのか、どのようにその辺に対して・・・、産業建設課長どのように考えているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○産業建設課長（新田徳彦君）　ただいま農業委員会の方で適正だよと判断して、それを承認したわけです。ところができたものを見ますと、先日も宮内の造成されているところに行きましたら、やはり、農業委員さんで行ったわけなんですけど、表土のところ、草の根っこがあったりですとか、大きな石があったりとか、ちょっと農地としてどんなものかというような事があったものですから、業者にも来てもらいまして、一応指導はさせてもらいました。やはり、完成の届出っていうのが出てくるわけなんですけれども、やはり、それを受け取る時にですね、その計画の時と照らし合わせることの重要性っていうのを凄く感じた次第でございます。畑地造成につきましては、基本的に個人の方が、申請をしますますので、個人の方にも、その業者が造成した後、申請者がこれからの畑として使うんだよっていうことで、それで了解を得てくださいねということで、話はしているんですけども、なかなかちょっとそれがうまくできてないで、そのまま完成届出書が出されるっていうケースがあるものですから、今後はちょっとそういうことがないようにですね。今、農業委員会の方でも、ある程度やっぱり、そういった決まり事みたいなものを明文化したり、またはその検査の方を中間検査を入れたりとかですね、そういったような、防止するための方策を今考えているところでございます。

○6番（渡辺文彦君）　僕も農業委員会に参加してますもので、今、課長がおっしゃった経緯は十分理解しているわけですけども、基本的に今、課長がおっしゃったように、その農地造成は、地主さんと事業者との契約だと、あくまでも、町としてみればそれに対しての、承

認、それが適正に行われている、それ以上は口を出せないよというような対応だったかと思うわけです。僕が以前、僕は農業委員2回目やってるわけですけど、初期の時の農業委員会で、こんなお話があったわけです。仮にこれが適正な農地にならないからってことでもって拒否したらどうなるかっていう話ですね。もし、裁判に訴えられたら農業委員会は金もないし、そんな力もないから、対応できないじゃないかと。だから、農業委員会では、それを全部認めてしまう、事務局が受理した以上は、認めるしかないんじゃないかっていう議論がされたことがあります。だとすればですね、農業委員会が・・・、事務局が受理したものは基本的に農業委員会で処理されて事業が進むということを意味して、それ以上は口を出せないっていうような状況かと思います。今の現状では、農業委員会の担当の方がこまめに現場を見に行っただけ業者とも対応してますから、いくらかはいいいですけども、かつて行われたグラウンドの前のあの造成地をどうするかって問題です。あれも、本当に、おそらく農地として再生するには造成する以上の経費がかかるんじゃないかと僕は思うわけだけでも、この辺ね、地主さんが、お話しすることだからっていうことでもって、処理できるのかどうかってことです。耕作放棄地を解消したいといいながら、別の方の耕作放棄地が広がってって、手が付けられない状況が増えてるわけです。この状況をストップさせないと、農地がどんどんどんどん減っていきます。これに対して、ただ地主だけの対応だけでもって解決できるのかどうかちょっと疑問符を感じるわけですね。その辺に対して、何らかの対応を求めていく具体的な方向性が必要なのかということ僕が質問しているわけですけども、その辺に対して課長、いかがお考えですか。

○産業建設課長（新田徳彦君） なかなかですね、現状、厳しいところもあるわけなんですけども、例えば、この間、宮内の造成の関係で、完成届出が一度出てきたんですけども、やはり、これはおかしいよということで、突き返した経緯がございます。今後もですね、やはり確認については、農業委員・・・、会長、副会長さんと一緒にですね、我々が、事務局が判断するのではなく、一緒に判断をするような形がやはり望ましいのかなと・・・。そして、そのためにはですね、ある程度やっぱりこういうふうに基準を守って下さいよっていうようなことを明文化して、やっていく事も必要なのかなと考えております。あくまでもその農業委員会っていうのは、農地の事務を司る行政委員会の一つでもございますので、農業委員会としてですね、そこで、指導要綱的なものを作って、それに基づいて今後、業者を指導するなりしていけばいいかなと考えているところでございます。

○6番（渡辺文彦君） ちなみに宮内の場合は、造成が完了届が出て見に行ったら、農地にな

ってないってことで、指導をしているわけですが、グラウンドの方もまだ完成届が出ていない所もあるみたいな話が・・・、伺うところもあるわけですが、申請の中には、いついつまでにやるっていう工期が、記載されております。にも関わらず、完成届が出ないで耕作放棄地みたいな状況になっているって事は、何を意味しているのでしょうか。その辺がちょっと、よくわからないですけれど。課長どう考えます。

○産業建設課長（新田徳彦君） 本来ですと、やはり畑地造成申請の中で、いついつまでにやるというような届け出が出ているわけで、それを農業委員会としても、認めているわけなものですから、地主さん業者さんの方にはそれを遵守してやって欲しいところでございます。ところが、今、例が出されましたように、道部の造成地については、ちょっとそれがなされてないというようなことがあるものですから、それらにつきましては、また引き続いてですね、行政指導なりをしていきたいなと考えております。

○6番（渡辺文彦君） 今、課長の答弁の中で、行政指導という言葉が出てきたわけですが、この辺の効力っていうのがどの辺まであるのか、その辺を確認したいんですけど。もしそれが有効であるならば、こういう農地造成は行われなと思うわけですが、それがこういう・・・、道部みたいな事例があるということはどういうことを意味しているか、その辺を確認したいんですけども・・・。

○産業建設課長（新田徳彦君） まあ、あくまでも農地法の中での農地ということでございますので、農業委員会としては、やはり指導的な、こういうふうにしてくださいねということしかできないのかなということでございます。特に、違反したから、罰則があるとかそういうのが明文化されてないわけだもんですから、今後、そういった、もし、そういったことがあればですね、明文化してより強い行政指導ができるような感じで、やれたらなと考えております。

○6番（渡辺文彦君） まさに、僕が、今日ここで質問してる動機はそこにあるわけです。今、課長がおっしゃったようにもっと強い強制力をもった行政指導ができるかどうかを問うてるわけです。それが可能であるならば、農業委員会と共同して適正な農地管理ができる条例等の作成をするべきと僕は考えるわけですが、その辺は方向性は、可能でありますか。

○産業建設課長（新田徳彦君） 先ほどもちょっと申しましたけれども、あくまでも農業委員会というのは、農地の事務を執行するための行政委員会であります。例えば、教育関係であれば教育委員会、選挙管理委員会、みんな行政委員会の種類となります。ですから要綱なり

規則なりを作るとすると農業委員会の中での例規を策定するというような方向になるかと思
います。

○議長（藤井 要君） 渡辺議員、5分切りしましたので・・・。

○6番（渡辺文彦君） 延長をお願いします。

○議長（藤井 要君） 延長をお願いします。

○6番（渡辺文彦君） 基本的に、農地が農地として管理されてけばいいんですけども、一番
のネックは僕は造成する方々が、本当に田んぼを畑として利用するのが目的で造成されてい
ないってことに一番問題があると思います。元々、どうせ使わない土地だから、業者がただ
でやってやるから、農地埋め立てしないみたいな形で進められてるのが、ほとんどの農地造
成ですので、その辺に問題があるかと思っています。そういう意味でやっぱり、一番対応を求め
られるのは、もう、農家ももちろんそうなんでしょうけども、業者の姿勢だと思います。こ
の辺に対して、やっぱり何か指導性があるものができないと、なかなか思うようにいかない
のかなと思うわけです。宮内の造成に関して、ある業者の方は、タダでやってやってるんだ
から、石くらい農家の方が自分で拾えみたいな話をするわけです。整地も自分でやったら
いと、タダでやってやってるから、って言い方をするわけですね業者は・・・。これがそも
も大きな間違いなんです。農地造成のための申請で、農地造成のための事業をしてるわけ
ですから。それは、地主にとっては農地として使える農地を求めているわけです。農家の
方が、僕はここに柿を植えるから石があっても良いと言われたとしても、その土地をずっと
その方が維持されるならばそれでいいでしょうけども、いつかできなくなって、誰かに耕作を
お願いするような時期がきたときに、石ころだらけだったら、その方はうけいられない
わけです。だって、誰もが、継続的に、農地として維持できるような、状況を維持してい
ただかなければ、農地として意味をなさないわけです。そのことを、やっぱり農家の方も業
者もしっかり把握して、造成に取り組んでいただきたいというのが、そのために町ができ
る事は何か、できることがあるならば、そのことを明文化して、やっぱり、その辺を徹底し
ていただきたいというのが僕の趣旨であります。

時間がなくなりましたもので、農地造成に関わる防災に関しての件だけちょっとだけ触れ
させて終りたいと思います。たまたまですけれども、ある委員会でもって、ある委員の方か
ら大規模な農地造成によって、水害等の被害の話が農業委員会でされたのかっていう質問が
ありました。農業委員会では、実際そういう議論が一度もされた事がなかったもので、僕は
ハッとしたわけですね。実際に宮内地区の渋川の合流点でたびたび洪水っていうか、水害っ

ていうか、氾濫等がありまして、前にはポンプ車を、みたいな話もあったわけですけども、そういうリスクが一層高まるのかなっていう懸念がされます。そういう意味で、水路等ちゃんと確保できれば、そういう災害に対応できるのかなっていう、お話があったわけですけども、現状、先ほど課長がおっしゃったように、水路の中に石が入ってるような、水路として水路の体をなしていないのが今の造成のあり方なんです。これに対してしっかり歯止めをかけていかないと、やっぱりあとで、災害が起きた時に、農業委員会がこんな許可を出すからっていうふうに責められると思うわけですね。そうならないためにも、やっぱりある程度、農地造成に関して町独自の防災基準に沿った農地造成のあり方を示すべきだと僕は思うわけですけども、その辺いかがでしょうか。

○産業建設課長（新田徳彦君） まさしくですね、今議員さんがおっしゃられたようにですね、災害を起こさないようにするためどうしたらいいのかっていうのは、我々考えていかなければならないのかなと考えております。特にまあ、先ほど、町長の方で答弁がありましたけれども、水路敷から50センチ離して造成するとか、あるいは、土砂の流出を防ぐために、今例えば宮内の方は盛土から表土まで1メートル20ぐらいの高さにしてありますけれども、これを例えば1メートル以内に抑えるとか、やっぱりその辺、農地に詳しい農業委員さんの皆さんとですね、高さについてはどうしたらいいとか、いろいろ議論していく中で、基準みたいなものが作れたらなと考えております。以上です。

○6番（渡辺文彦君） 近年、水害の被害が多発してますので、やはりその辺を十分考慮した埋め立て、農地造成等が、行われることを、やっぱ、求めていくべきだと僕は考えます。これで防災の事に関しては終わったみたいなこと言ったんですけど、もう一つだけ言い忘れてたことがありますので、時間がちょっとありますので、お話しさせていただきたいと思えますけども・・・やはり、先ほどのコロナ後の町の経済のあり方のなかで農業の事を触れたときにも、お話が出たわけですけども、農地造成された農地が、今後、担い手がいなくなるような状況があるって事、町長自身も把握されてるわけです。そのことを今後どういう形でもって、その利用を考えていくのか、今回、鮎川がああいう大きな造成がされて、そこで、ある程度農業者が集まって耕作されるって事で、協議会みたいなのができるみたいですけども、その辺を参考にしながら、また、農地造成された土地を今後、どういう形でもって、維持管理するかの方向性も示していくことが、非常に大切なのかと、僕は考えるわけです。担い手がいなくなって、その後はすぐに、耕作放棄地になるようであれば、結局鳥獣被害が今多発しているわけですけど、それが、より町の中に来るだけなんですよね、要は。埋め立て

した所が耕作放棄地になって、そこが藪になれば、より民家の近くまで、動物たちが来る状況をみすみす作っているということになってしまいますもので、そのような状況にならないようにするために、やっぱり町が具体的に造成された土地、また、耕作放棄地等を農業委員会、農地最適委員会等を通じてね、具体的にどういう利用形態がいいのか、町の農業にとってどういうあり方がいいのか、具体的な議論をしていただきたいと僕は思うわけであります。

終わりですから、まとめさせていただきたいと思いますけども。1点目はやっぱり、コロナ、非常に大切な案件で非常に対応が求められているわけでありますけども、コロナが終わってからは、対応は遅くなるということは、やっぱり肝に銘じておくべきだと思います。対応できるものは、早いうちから種をまいておくという事が必要かと思えます。また農地造成に対しては、基本的には農地は農地としてあるべき姿を、今だけじゃなくてずっと、未来永劫、維持できるような、町の方向性を示すべきだというのが、僕の考え方であります。農地に関して、あえて私がここでもって議論させていただいたのは、農業委員会での発信だけでは、やっぱり農家の方にも、業者の方にも、なかなか伝わっていかないんじゃないかなっていう思いがあります。こういう議会の場でもって発言することによってより多くの町民の方に、農地のあり方に対しての認識を深めていただければという思いもあって、あえてここで提案をさせていただいたわけであります。

どうも、これで終わらせていただきます。どうも、ありがとうございました。

○議長（藤井 要君） 以上で渡辺文彦君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 3時00分）
